

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の概要について

1. 趣旨

- 本命令案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号。以下「全社法」という。）及び国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第303号。以下「改正政令」という。）の施行に伴い、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「規程」という。）について、所要の規定の整備を行うもの。

2. 内容

（1）傷病手当金関係

- 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）第68条第11項において、傷病手当金は、同一の傷病に関し、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定による通勤による災害に係る休業補償若しくは傷病補償年金又はこれらに相当する補償（以下「休業補償等」という。）が行われるときは、支給しないこととされている。
- 全社法により、地共済法第68条が改正され、組合は、傷病手当金の支給を受けようとする組合員の同意を得ずに、休業補償等の実施機関から休業補償等に係る必要な資料の提供を受けることが可能となった。
- しかしながら、まずは、傷病手当金の支給を受けようとする組合員本人から休業補償の支給状況等の報告を受けることが適切であることから、当該支給申請書の記載事項として、休業補償等を受け、又は受けようとする場合は、その旨を記載することとする。

（2）保健事業における健康診断の情報の活用促進関係

- 全社法により、地共済法第112条が改正され、
 - ① 組合は、組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、組合員等を使用している事業者等に対し、当該組合員等に係る健康診断に関する記録の写し等の提供を求めることができること

- ② 組合員等に係る健康診断に関する記録の写し等を求められた事業者等は、当該記録の写し等を提供しなければならないこと

とされた。

- これらの規定において主務省令で定めることとされた各事項について、以下のとおり定める。

- i ①の「事業者等」は、地共済法第 112 条第 3 項に規定された労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断を実施する責務を有する者のほか、その使用する組合員等に対して法令に基づかず（任意で）健康診断を実施する事業者その他の者及び船舶所有者とする。

- ii ①において組合が提供を求めることができる健康診断に関する記録の写しは、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）第 2 条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他地共済法第 112 条第 1 項第 1 号の規定により組合員等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって組合が必要と認める情報とする。

- iii ①において組合は、事業者等が法令に基づいて保存している健康診断に関する記録の写しに加え、事業者等が法令に基づかず（任意で）保存している組合員等に係る健康診断に関する記録の写しを求めることができる。

- iv ②において事業者等は、健康診断に関する記録の写し等の提供を、電磁的方法により作成された当該健康診断に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

（3）改正政令の施行に関する経過措置関係

- 改正政令第 1 条及び第 2 条により、国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表及び厚生年金法施行令（昭和 29 年政令第 110 号）別表第 1 の障害等級の基準が改正されたところ。改正政令の施行に伴って障害等級が上昇する者による額改定請求等を可能にするため、改正政令附則第 3 条において経過措置が設けられているので、当該額改定請求等の手続について、規程において下記①から④までの内容その他所要の規定を設ける。

① 障害厚生年金における手続き

施行日前に受給権が発生した障害厚生年金（地方公務員共済組合等が支給するものに限る。）の受給権者のうち、障害等級が2級から1級又は3級から2級に繰り上がる者が額改定請求を行う場合には、厚生年金法施行規則（昭和29年省令第37号。以下「厚年則」という。）第47条第1項各号に掲げる事項を記載した請求書に、同条第2項各号に掲げる書類を添えなければならないこと。

② 公務障害年金における手続き

施行日前に受給権が発生した公務障害年金の受給権者のうち、障害等級が2級から1級又は3級から2級に繰り上がる者が額改定請求を行う場合には、規程第144条第1項各号に掲げる事項を記載した請求書に、同条第2項各号に掲げる書類を添えなければならないこと。

③ 旧職域加算障害給付における手続き

施行日前に受給権が発生した旧職域加算障害給付の受給権者のうち、障害等級が2級から1級又は3級から2級に繰り上がる者が額改定請求を行う場合には、規程附則第15条第1項各号に掲げる事項を把握した請求書に、同条第2項各号に掲げる書類を添えなければならないこと。

④ 障害共済年金における手続き

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第61条第1項に規定する年金である給付のうち障害共済年金について、施行日前に受給権が発生した受給権者のうち、障害等級が2級から1級又は3級から2級に繰り上がる者が額改定請求を行う場合には、規程附則第27条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条による読替後の地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令（平成27年内閣府・総務省・文部科学省令第2号）による改正前の規程第130条第1項各号に掲げる事項を記載した請求書に、同条第2項各号に掲げる書類を添えなければならないこと。

3. 根拠法令

- 地方公務員等共済組合法第112条第3項及び第4項並びに第146条

4. 施行期日等

- 公布日：令和3年12月28日
- 施行期日：令和4年1月1日